

『一級建築士合格戦略 法規のウラ指導 2024年版』（第1版1刷／2023年12月20日発行）正誤表  
 ※2024年2月9日更新

頁	コード	誤	正
107	18012	<p>問題 高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項…</p> <p>解説 ……「高圧ガス保安法第24条及び宅地造成等規制法第8条第1項…</p> <p>原文 …… 九. 宅地造成等規制法（……）第8条第1項…</p>	<p>高圧ガス保安法第24条及び宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項…</p> <p>……「高圧ガス保安法第24条及び宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項…</p> <p>…… 九. 宅地造成及び特定盛土等規制法（……）第12条第1項…</p>
117	29303	<p>解説 「法12条」より、「①. 「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②. 「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物（「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項（階数が3以上でその床面積の合計が100m<sup>2</sup>を超え、200m<sup>2</sup>以下の法別表1（い）欄の特殊建築物、又は階数5以上で延べ面積1,000m<sup>2</sup>を超える事務所等）」で定める建築物）で行政庁が指定するものの所有者等は、定期的に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。問題文は正しい。</p>	<p>「法12条」より、「①. 「令16条1項」で定める特殊建築物、及び、②. 「令16条1項」で定めるもの以外の特定建築物（「法6条1項第一号」の特殊建築物と「令16条2項」で定める建築物）で行政庁が指定するものの所有者等は、定期的に、所定の建築士等に状況の調査をさせて、その結果を行政庁に報告しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「令16条第三号」に該当するため、定期報告義務が生じる。問題文は正しい。</p>
519	23274	<p>問題 「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地にするために行う造成工事で、盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるものは、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>解説 「宅造法2条第二号」及び「宅造法施行令3条」より、「宅造法における宅地造成とは、宅造法施行令3条に該当する土地の区画形質の変更をいう。」とわかる。また、「宅造法8条」に「宅地造成工事規制区域内において、宅地造成の工事（＝宅造法施行令3条各号に該当する工事）を行う場合には、造成主は都道府県知事の許可を受けなければならない。」とあり、問題文にある「高さ1mを超える崖を生ずる盛り土の工事」は、「宅造法施行令3条第二号」より、「宅地造成の工事」に該当するため知事の許可が必要となる。</p> <p>原文 原文：宅造法2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一. 宅地 農地、採草放牧地…その他政令で定める…土地以外の土地をいう。 二. 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。  原文：宅造法施行令3条（宅地造成） 法第2条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。 一. 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの 二. 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるもの 三. 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ1m以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの  原文：宅造法8条（宅地造成に関する工事の許可） 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。…</p>	<p>「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地にするために行う造成工事で、盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるものは、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>解説 「盛土規制法2条第二号」及び「盛土規制法施行令3条」より、「盛土規制法における宅地造成とは、盛土規制法施行令3条に該当する土地の区画形質の変更をいう。」とわかる。また、「盛土規制法12条」に「宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成の工事（＝盛土規制法施行令3条各号に該当する工事）を行う場合には、工事主は都道府県知事の許可を受けなければならない。」とあり、問題文にある「高さ1mを超える崖を生ずる盛り土の工事」は、「盛土規制法施行令3条第一号」より、「宅地造成の工事」に該当するため知事の許可が必要となる。</p> <p>原文 原文：宅地造成及び特定盛土等規制法2条（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一. 宅地 農地、採草放牧地…その他政令で定める…土地以外の土地をいう。 二. 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。  原文：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令3条（宅地造成及び特定盛土等） 法第2条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。 一. 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ1mを超える崖を生ずることとなるもの 二. 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの 三. 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（……）  原文：宅地造成及び特定盛土等規制法12条（宅地造成等に関する工事の許可） 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。…</p>